

目 次

第1章	事業の結果概要	
1.	目 的	1
2.	実施方法	1
3.	実施結果	1
第2章	事業の実施計画	
1.	実施計画	2
2.	連絡調整事務局での実施計画と実施のための準備作業	2
3.	アンケート調査の回答状況と意見	2
4.	モデル事業の実施計画数と希望予定数	3
5.	理美容組合への協力要請	3
6.	実施者講習会の開催	4
第3章	モデル事業の実施と結果	
1.	実施と結果	5
2.	事業実施のための連絡調整とネットワーク組織	5
3.	実施結果についての意見・感想	6
第4章	事業的(営利的)側面からみた効果とその問題点	
1.	事業費コスト	8
2.	組合事業としての可能性と問題点	8
3.	具体的施術内容	8
4.	実施者の養成等	8
5.	実施上の事故	9
第5章	小 括	10
第6章	訪問理美容福祉システムについて	11

第1章 事業の結果概要

1. 目的

福祉施設及び在宅の要介護高齢者の生活の質的向上という福祉の観点から、訪問理美容推進体制の整備が求められている。このため、モデル的に訪問理美容を行ない、業界としての今後の福祉貢献のあり方を検討して、その普及に資することを目的とする。

2. 実施方法

愛知県の理容、美容業環境衛生同業組合員（以下「理美容組合員」という）等により実施チームを編成し、訪問理容、美容に必要な設備を車両に搭載して、福祉施設及び在宅の要介護高齢者を訪問のうえ、モデル的に訪問理美容を実施した。

この事業の実施については、(財)全国環境衛生営業指導センター（以下「全国センター」という）から、(財)愛知県環境衛生営業指導センター（以下「県センター」という）が、受託したものである。

3. 実施結果

訪問理美容の実施期間が短期間であったことから、モデル事業は、特定の施設、特定の地区に限り実施することとし、希望のあった対象者のおおむね80%に対して実施することができた。

施設の入所者及び在宅者共に、理容、美容サービスをうけた後の感想としては、総じて満足であったとの感触を、それぞれ担当した理美容師は報告している。

特に在宅者については、なかなか理美容所へ出向くことが困難な人が多く、今後も継続して定期的な実施を望む声が強かった。

料金や実施の際の場所、機器、駐車場、その他諸々の問題点については、サービスを受けた側や実施した理美容業界（環境衛生同業組合）そして福祉団体から後述するごとくいろいろな意見や要望も数多くいただきました。

なお、実施実績は下記のとおりである。

実施予定数と実施実績数			
	実施予定数(人)	実施実績数(人)	差引数
(理容)			
施設	38	44	+6
在宅者	66	43	-23
計	104	87	-17
(美容)			
施設	67	52	-15
在宅者	50	29	-21
計	117	81	-36
合計	221	168	-53

ともあれ、本モデル事業は数多くの関係者の協力によりほぼ満足すべき成果であり、新しい時代の理美容業界のあるべき目標を明確にし得たことは、大きな収穫であった。

第2章 事業の実施計画

1. 実施計画

モデル事業を実施するため、県センターでは全国センターの「訪問理美容福祉モデル事業企画委員会」(以下「企画委員会」という)の指示に基づき愛知県訪問理美容福祉モデル事業実施委員会(以下「実施委員会」という)を設置し具体的な実施方針を討議し決定した。(資料1)

そして、本事業を具体的に推進するために、モデル事業連絡調整事務局(以下「連絡調整事務局」という)(資料2)を設置した。

連絡調整事務局では、実施委員会の方針に従って、以下のような方法で実施することを計画した。

- (1) 事業は、名古屋市を除く愛知県下と名古屋市に区分する。また施設入所者と、在宅者を分けて計画し実施する。
- (2) 愛知県理容及び美容業環境衛生同業組合(以下「理美容組合」という)を通じて全組合員にモデル事業の趣旨と内容を説明し、この事業への協力を依頼するとともに事業参加の可否について確認する。
- (3) 愛知県及び名古屋市社会福祉協議会を通じて福祉施設の選定を依頼し、選定施設に対しては事業内容を説明するとともに、この事業についての意見と、事業受入れの可否及び受入れ可能の場合は、希望者の把握を要請する。
- (4) 在宅の要介護高齢者については、名古屋市を除く愛知県内市町及び名古屋市各区の社会福祉協議会を通じて事業内容の説明と、希望者の把握を要請する。
- (5) このモデル事業のサービスは、有料であることを明記し理解を求める。また短期間での実施となるため、ある程度限定した地域を対象とし、事前の調査を行ったうえで実施する。

なお、実施予定者数及び必要理美容師数は(資料3)のとおりとする。また実施可能なスケジュール案を作成した。(資料4)

2. 連絡調整事務局での実施計画と実施のための準備作業

1の計画に基づき連絡調整事務局では、施設長宛協力依頼及びアンケートの実施(資料5)、また在宅者に対しては協力依頼及びアンケート(資料6)を実施することとした。

この依頼状は平成11年11月30日に発送した。

3. アンケート調査の回答状況と意見

アンケートは、1、施設は名古屋市を除く愛知県内の4施設、名古屋市の40施設を対象に実施した。2、在宅者は名古屋市を除く愛知県内の5市と名古屋市内は16区すべてを対象に実施した。

回答及び意見は(資料6-1)のとおりである。

まとめてみると、名古屋市外の施設では、すべて何らかの形式で訪問理美容が実施されていた。料金は全体の75%の施設が無料とのことであった。

これらの施設は全施設が受入れ可とのことであったが、実際の希望者は、理容33人美容58人合計91人(全入所者の22.8%)であった。

問題としてあげられた意見は、料金と理美容の実施場所、器具等の整備であった。

在宅要介護高齢者は、100人調査して、回答は67人(回答率67%)であった。

理美容の状況を見ると、理美容所へ出かけうる者は男女計で44.8%であった。

訪問理美容の希望者は、男87.5%、女66.7%計71.6%であった。希望者の87.4%は30分程度は椅子に座れると回答しており、訪問理美容は可能と考えられた。

年齢別では、70歳代、47.9%、80歳代、33.3%合わせて81.2%を占め90歳以上は4.2%であった。意見としては訪問理美容を強く望んでいることが伺われた。

名古屋市では調査40施設中、回答があったのは25施設(62.5%)であった。このうちこれまで訪問理美容が実施されていない施設は2施設(8%)のみであった。23施設中ボランティアが11施設で理美容サービスを実施していた。実施施設のうち、料金負担なしは5施設(22.1%)、うち3施設は施設で負担、2施設はボランティアの無料奉仕であった。40施設中、本モデル事業に協力が可能な施設は2施設(回答施設の5%)で、その中での希望者は14人(全入所者の14.7%)であった。

全体の意見としては、施設での理美容は既に実施されている施設が大部分であったためか本事業の訪問理美容に強い期待はなかった。

一方在宅要介護高齢者では、約55%が在宅で実施していたが、今回の事業への希望者は74.1%と高かった。30分程度椅子に座れるのは希望者の78.8%であった。公的な在宅理美容サービスを希望する意見が多かったが料金についての意見も出ていた。

4. モデル事業の実施計画数と希望予定数

実施計画数と希望予定数をまとめると、(資料6-2)のとおりである。施設での内訳は理容が予定の80人に対し希望者は38人、一方美容では予定64人に対し希望者は67人であった。在宅者では、理容予定63人に対し希望者は66人、美容は63人に対し50人であった。

合計すると理容は予定143人に対し希望は104人(72.7%)美容は予定者127人に対し希望者は117人(92.1%)合計予定者270人に対し希望者221人で約80%となった。

5. 理美容組合への協力要請

理容・美容組合理事長及び「実施委員会」委員である組合役員は、連絡調整事務局と協議のうえ理事会を開催し、県下全支部に全国センターからのモデル事業の趣旨、実施要領を説明し協力を要請した。

但し、今回はモデル事業であり、一部の施設及び一部の在宅要介護高齢者を対象として実施することから、その実施地域の組合員の協力を得ることとした。

組合員からは特に反対はなかったが、組合員が実施し易い計画と方法が希望された。

具体的には、このモデル事業によるサービスを希望する者(施設及び在宅者)の登録を行い、地理的に近い組合員に対し各支部から協力を求める形で施術者を選定した。

連絡調整事務局では、社会福祉協議会、施設と協議し、協力チームの編成を具体化した。

なお、在宅者の施術にはホームヘルパーの助力が必要と考え、社会福祉協議会に諮り、選定されたホームヘルパーを派遣し施術の介助にあたらせた。

なお、実施日時については連絡調整事務局が中心となり、社会福祉協議会、理美容組合が施設、在宅者と打合せて決定したが、なかなか調整がとれず平成12年1月～2月になりようやく決定することができた。

6. 実施者講習会の開催

対象者が要介護高齢者であり、施設、在宅という特殊な場所での理美容施術であるので、理美容サービスを担当する実施者に対する講習会を開催し不測の事故に備えた。

講習会は、平成12年1月8日に実施し、可搬型の理美容機具、機材を教材として使用した。講師名及び講習内容は次のとおりである。

講師 荏原順子 所属 財団法人 総合健康推進財団
講義題目

- (1) 高齢者の理解と理美容の役割を知る。
- (2) 高齢者・障害者に起こり得る事故の予防

講師(実技) 青木主税 所属 北里大学医療衛生学部
安全で適切な理美容をするための方法を学ぶ。

参加人数は、理容師 56人・美容師 158人で、美容師が実施者人数より、多かったのは、この機会にこうした知識を習得したいという任意の希望者が多かったことによる。

なお、連絡調整事務局に寄せられた受講者の意見は

- (1) 使用する理美容機器については、軽量でコンパクトな機材が求められる。
- (2) 利用機材についても、どこでも使用するには問題がある。
- (3) 機材等の組立、準備時間がかかりすぎる。

などであった。

第3章 モデル事業の実施と結果

1. 実施と結果

モデル事業は前記のような準備のために時間がかかり、実際の実施期間は平成12年1月31日より開始し、3月7日に終了した。

理容サービスでは、施設の施術予定者38人に対し実施者は44人(115, 8%)で約16%増、在宅では、66人に対し43人(65, 1%)で45%減であり、合計すると104人中87人(84, 7%)に対して実施した。

美容サービスは、施設では実施率77, 6%、在宅では58%で合計69, 2%であった。

予定人数と実際人数の差は、大部分が体調の変化による理由であり、そのほか、都合ができた、事前の説明不足で、有料であれば希望しないとの理由などであった。

つまり希望者の75%位は予定通り実施できるが、25%は当初の計画から外れることを考えに入れておかねばならない。

理美容施術平均所要時間は以下のものであった。

理美容共通部分	(平均)
準備時間(洗髪器材等組立時間)	約30分
終了後整理のための時間	約30分
施術時間	
理容 (カット・シャンプー)	約45分
美容 (カット・シャンプー)	約60分
(ネイルケア)	約30分
合計	
理容	約105分
美容 (ネイルケアなし)	約120分
(ネイルケアあり)	約150分

なお、このほか、実施場所での準備と後始末が必要であり、それに要する時間がそれぞれ平均約30分、営業所から施術場所の往復時間(約15分～60分)を要する。

また、対象と日程決定までに数回の電話など連絡が必要であった。

2. 事業実施のための連絡調整とネットワーク組織

対象者は要介護高齢者であり、その生活状況等を社会福祉協議会関連団体、ボランティア奉仕者などから聴取し、事前に施術に関する情報として施術者に伝達する必要があるがあった。

すでに同様なサービスを受けている者にはモデル事業の趣旨を話し了解を得て希望者を選定し、施設、社協などをへて連絡調整事務局へ登録した。

したがって社協あるいは関係組織に訪問理美容の担当者によるネットワークが作られた。同様に理美容組合の中にもネットワークが作られ、相互の連絡調整を主として連絡調整事務局が担当した。

これらの有機的な連絡調整により、モデル事業は比較的順調に行われた。

その協力体制の確立と、それに要した人員と時間は(資料7)のとおりである。

したがって、今後、訪問理美容を全市町村に普及、定着させるには、あらかじめ実施の組織体制を作っておく必要があり、それには行政の積極主導や時間と予算措置等が必要である。

3. 実施結果についての意見・感想

(1) 利用者側の意見

・ 施設側(特養ホーム)

施設としては、ボランティア(無料)が普及している。利用者負担の原則から一部経費を負担することは理解できるが、高額な料金は負担できない者もあるので、負担能力の点からボランティア(無料・一部有料)を継続してほしいという声もある。

・ 在宅利用者

多くの利用者から満足していると回答がされ、今後とも定期的に継続して実施して欲しいとの要望が強い。しかし、支払い能力の乏しい者への補助対策も必要なのではないかと。

(2) 理美容組合側の意見

準備から実施までの期間が短く、現場の理美容師と十分な意見の交換ができなかった。

理事会、支部長会、各支部での組合員の臨時集会をもつにも時間がなく、また、予算もなかった。実施方法に関して、細かい点でいくつか異論があり調整を必要とした。

実施チームは理美容師、助手とホームヘルパーの3名であったが、全体に対象を広げるとなるとこのチーム編成が常時可能かどうか不安である。

訪問や施術の過程で生じた事故の対処方法等を決めておく必要がある。

料金は現行料金を基準とするとしても準備、後片づけ、往復の時間などに対する手当てが必要と考える。また、キャンセルの場合も全く無料ということではなく、相応の補償があるべきであろう。

連絡調整ネットワークのための、役割分担、人件費、諸経費の負担もあらかじめ考えねばならない。

(3) 理美容師の意見

在宅、施設共に大部分の利用者から喜ばれたので、施術者側も報われた感があったが、今後も継続してできるかとなると、身体的、精神的負担が大きく戸惑いがある。

在宅者への訪問理美容には、すべてホームヘルパーの同行が必要かどうか、どこで判断するのも疑問が残る。

(4) 連絡調整事務局の意見

このたびのモデル事業は既存の組織が臨時の支援システムを作り、それにより比較的順調に実施できた。それでも関係機関相互の連絡調整や特に在宅での施術希望者の把握に日時を要し、また、一部では有料であることへの理解が得られなかった。

この事業を営業として定着させていくには、社会福祉協議会等と理美容組合が連携して本

格的に取り組まないといけないものように思われる。

今後実施する場合、協力する理美容組合員は登録、認定をした方が社会的な責任の所在を示す上にもよいように思われる。

また、何らかの形で社会福祉面への協力の労を評価することも必要かと思われた。

継続的实施の過程でいくつかの事故、トラブルの発生が予測されるので、実施状況や実施方法について外部から観察評価する機関や事故の補償などの制度について整備を図る必要がある。

なお、この料金については、少なくとも理美容師の所要時間に見合うものであることが望ましい。

第4章 事業的(営業的)側面からみた効果とその問題点

1. 事業費コスト

事務費

すでに述べたように、訪問理美容の円滑な推進には、連絡調整機関が必要であり、このシステムの構築とその運営にかかる経費を考えねばならない。

料金

実際の理美容サービスの料金は現行を基準にさらに検討するとして、その前後の準備、後始末、また、助手の費用についての補填も考えていく必要がある。

設備、管理費

専用の機材についての特別の配慮が必要がある。

料金の徴収

利用料金徴収については、行政機関、関係団体で組織化しなければならない。

助成金

助成金等の措置がなされる場合は、その使用についての、ルールが必要である。

今後の事業展開

高齢化社会の中で必要なサービスであり、積極的推進には理美容組合員サイドの協力のみならず、国、県、市からの法的な認可と経済的支援が必要と考える。

2. 組合事業としての可能性と問題点

組合としては、高齢化社会に必要な事業であり、積極的リーダーシップをもって推進する必要があると考えている。

組合自体としては、営利事業というより奉仕的営業ととらえている。

長期にわたるものであり、組合員の犠牲は最小限にしたいので、関係方面の支援、助力をお願いしたい。

3. 具体的施術内容

理美容施術については特殊な対象者以外は問題はない。しかし、ホームヘルパーなど外部からの立合、介助者があることが望ましい。希望者の自立状況等についての事前の情報が円滑かつ適切な施術につながる。

在宅の場合は、施術場所、湯沸かし等の基本的な条件は必要である。

難しければ、例えば、地域の福祉センター、公民館等特定の場所の積極活動を図る必要がある。

なお、施術のマニュアルがあることが望ましいが、しかし施術場所、必要機材、湯沸かし場所など、また本人の自立状況とのからみで対応が異なるので基本的なマニュアルのみでよい。

4. 実施者の養成等

実施希望の理美容師は1年毎の登録制とし、新規の実施者には講習が必要である。

既受講者にはニュースレターなどで、必要な情報や事故例について定期的に知らせることも重

要と思われる。

なお、ホームヘルパーなしでできる在宅者も少なくないので、経済的な面も考慮してチームの構成は、対象者の自立状況に応じて適宜決定するシステムを作っては如何か。

5. 実施上の事故

今回のモデル事業では、問題となる事故はなかった。しかし将来、事故発生の可能性はある。

予防対策とともに事故情報を全体に周知し常に適切な対応を図っていくとともに、訴訟といったことを考えるとホームヘルパーなど、外部からの立会人をおくことも必要かもしれない。

第三者が交渉にあたる制度や、交通事故を含めた損害賠償保険の一括加入、その費用は原則として公的機関の負担とするのが望ましい。もちろんモラルハザードは十分配慮しておきたい。

第5章 小 括

訪問理美容は理美容の新しい形の営業であり、介護者側と理美容師の相互理解協力が基本であるが、利用者と施術者が具体的に日程と内容とを十分協議調整して実施された。

準備期間が短かったため本文で述べたように一部に問題も残った。時期が年末、年始をはさんでの試行だったことも多少戸惑いを生じた。

しかし、社会福祉協議会、理美容組合員の理解と協力、施設や在宅利用者の協力もあって比較的順調に、事故もなく完了できたことは幸いであった。これには、連絡調整事務局の多大の努力があった。

準備段階での問題は、この事業が業界における福祉貢献として介護問題とどうかかわるかということ、つまり位置づけについての疑念があった。

訪問理美容の制度化のためというより業界の奉仕事業の可能性を見るための試行と愛知県の実施委員会では考えざるを得なかった。この点については、将来明確にしてほしいと考えている。

既にボランティアや行政の施策で無料で理美容サービスを受けていた施設の要介護者の取り扱いも問題となった。理美容サービスが有料のため色々の誤解を招いた。今回は協力を願ったが、今後料金、費用の点での対策や調整が示されねばならないであろう。

また、訪問理美容への要求は多様化しており利用者の要求も単純ではないので現実を踏まえた実施が必要である。

一例を挙げれば、男子でも美容を求める傾向である。また、施術者を指名したい傾向も避けがたいのでこの解決も前もって考えねばならない。

在宅介護者の大部分は訪問理美容を歓迎しており、大きな感謝を示すとともに、継続、制度化を望んでいた。

在宅理美容は一部では既に民間業者により行われている。また、一部の業者は車両を用いて訪問理美容を開始している。

在宅、または訪問理美容は施術場所に問題があり、特に清潔と安全性が基本であり、この原則もきめておかねばならない。

今回の事業では、精神的、心理的面で利用者と施術者の関係は極めて良好であった。両者が互いに配慮したことも一因であるが、営業として拡大されたときは、必ずしもそうはいかないことも考えておく必要がある。

機器、機材、車両については、業者と使用者間でさらに改善が必要と思われる。

新しい施設で訪問理美容を始める時は施設の関係者の配慮と、介助が必須である。

また、施術場所の確保は基本である。在宅者もやはり施術場所とか湯など最低の用意について取り決めておいてほしい。

カット・シャンプーなどの技術料は施術者の介護の状態で変える必要がある。また前述のとおり、訪問施術では準備、後始末にかなりの時間を要するので理美容の直接費用以外に、何らかの手当を考えねば長続きしない。機器、機材を専用に購入する場合の支援も公的に配慮してほしいことである。

第6章 訪問理美容福祉システムについて

モデル事業試行の結果、訪問理美容を制度化するには、制度化の目的を明確にし、法的な裏付け、業務分担と責任区分を明確にすることが第一である。

国全体のシステムとしては、(資料8)のようなシステムモデルを考えてみた。もっとも細部は今後つめてゆく必要がある。

繰り返し述べたように、利用者も理美容組合側も目的が円滑に達成できるような組織づくりとこれを支援する特別な社会福祉組織、また、支援にはボランティアの協力が必要である。

専任のボランティア(連絡、介護、その他)組織の結成や、既存の福祉ボランティア組織との連携をどのようにしていくかも課題である。

訪問理美容は理美容師の営利には直接つながらない、その理由は時間がかかり過ぎるからである。しかし、営業を通じて社会福祉に貢献することは職業人として誇りであり、精神的満足感は大い。

おわりに

モデル事業は短期間であったが、関係諸団体、受益者、施術者の協力で円滑に終了することができた。

新しい経験は21世紀の理美容職のあるべき目標の一つを示してくれたという点で大きな収穫であった。

訪問理美容福祉モデル事業の実施について

1. 目的

在宅及び社会福祉施設に入所している高齢者の生活の質的向上を図る福祉の観点から、訪問理美容福祉サービスの整備が求められている。このため、モデル的に訪問理美容福祉サービス提供事業を行い、今後の福祉サービス提供のあり方を検討して、その適切な普及に資することを目的とする。

2. 実施方法

事業の実施にあたっては、県レベルの「訪問理美容福祉モデル事業実施委員会」を設置する。

- (1) 委員会の構成は、学識経験者、愛知県・名古屋市社会福祉協議会、理美容組合代表者、関係行政機関(オブザーバー)、その他で構成する。
- (2) 委員会の実施事項は、
 - ①具体的な実施方法等の検討
 - ②事業実施結果の分析・検討
 - ③企画委員会への報告書の作成

3. 実施内容

理容・美容環境衛生同業組合の主導のもとに、訪問理容・訪問美容のチームを編成し、軽車両(必要な器材を搭載)で在宅及び施設に入所の高齢者を訪問してサービスを提供する。(一部自己負担を求める。)

4. 実施期間

平成11年度事業(12年 3月末まで)とする。

モデル事業連絡調整事務局

区 分	所 属	氏 名
事 務 局 長	愛知県環境衛生営業指導 センター事務局長	伊 藤 進
福 祉 団 体	愛知県社会福祉協議会 地域福祉部副部長	丹 羽 則 男
	名古屋市社会福祉協議会 なごやか事業部部長	若 杉 賢 二
理 容 組 合	愛知県理容環境衛生同業 組合事務局長	三 宅 洋 二
美 容 組 合	愛知県美容業環境衛生同業 組合経理課長	暮 石 和 臣
指 導 センター	愛知県環境衛生営業指導センター 経営指導員	佐 藤 勉
協 力 者		
理 容 組 合	愛知県理容環境衛生同業 組合事務局次長	榊 原 和 夫
美 容 組 合	愛知県美容業環境衛生同業組合	杉 浦 奈 津 美
指 導 センター	愛知県環境衛生営業指導センター 経営指導員 同センター	伊 藤 英 夫 高 田 悦 子

訪問理美容福祉モデル事業予定実施者数

1. 対象者 福祉施設入所者及び在宅の要介護高齢者

2. 実施期間 平成11年12月～12年2月中旬

3. 実施内容

(1)施設入所者

①施設数 8施設(1施設:1日)

②対象者数(1施設)

理容10人 (8施設=80人)

美容 8人 (8施設=64人)

③理容師数 (1施設/1日)

理容師1人:対象者5人/1日

要理容師2人/1日 (8施設=16人)

④美容師数 (1施設/1日)

美容師1人:対象者4人/1日

要美容師2人/1日 (8施設=16人)

⑤助 手 (1施設/1日)

理容1人 (8施設=8人)

美容1人 (8施設=8人)

(2)在宅者

(24日=週3日×8週間)

①対象者数 (1日)

理容4人 (24日=96人)

美容3人 (24日=72人)

②理容師数 (1日)

理容師1人:対象者4人/1日

要理容師1人/1日 (24日=24人)

③美容師数 (1日)

美容師1人:対象者3人/1日

要美容師1人/1日 (24日=24人)

④ヘルパー (1日)

理容1人 (対象96人÷3人/1日=32人)

美容1人 (対象72人÷3人/1日=24人)

⑤助 手 (1日)

理容1人 (24日=24人)

美容1人 (24日=24人)

訪問理美容福祉モデル事業実施計画スケジュール

区分	愛知県指導センター	全国指導センター
		1 実施県の選定(愛知県、岡山県)
10月		2 実施県等との事業内容の打合せ 3 補助金交付申請書の提出 4 企画委員会メンバーの選出・委嘱 5 企画委員会の開催 6 県指導センターとの事業委託契約
11月	1 理容・美容組合との打合せ 2 愛知県実施委員会委員の選任・委嘱 3 実施委員会の開催 11/10 * 事業内容の説明 * 実施方法、スケジュール等の検討 4 連絡調整事務局設置 * メンバー選定 * 具体的な実施方法、スケジュールの作成 * 施設及び在宅者に対するニーズ調査を含む実態調査アンケート実施	
12月	5 アンケート実施結果をふまえた対象施設および在宅者の選定	
1月	6 理美容実施チームの編成 7 実施車両リース契約 1/17 8 理美容師講習会 1/18	
2月	9 モデル事業実施	7 モデル事業実施状況視察・
3月	10 実施結果中間総括 11 実施委員会開催 中間 12 企画委員会へ実施結果報告、経費精算	8 企画委員会の開催 報告書作成報告

訪問理美容福祉モデル事業アンケート

貴施設名 _____
 貴施設住所 〒 _____
 貴施設電話番号・Fax番号 _____
 貴施設ご担当のお名前 _____

(該当する項目に○をお願いします)

I 施設入所者の理容・美容の現況について

- 1 現在、施設内で専門家(理容師・美容師)の訪問理容・美容サービスを実施していますか。(実施)(未実施)
- 2 1で(実施)とされた施設にお尋ねします。
 実施をお願いしているのは(ボランティア)(近くの理容・美容店)
 (その他 具体的に)
 ※差し支えなければボランティア名、理容・美容店名をお教えてください。

この項は、専門家として技術的な問題点等について教示を頂く場合に使用を予定するものですが、該当のボランティアさんや、理容・美容店に連絡する場合には、必ず貴施設にご連絡いたします。

- 3 1で(実施)とされた施設にお尋ねします。
 実施内容は(理容のみ)(美容のみ)(理容と美容の両方)
- 4 1(実施)とされた施設にお尋ねします。
 実施頻度は、(定期)で(月1回)(2か月に1回)(その他 月に 回)
- 5 1で(実施)とされた施設にお尋ねします。
 対象者は(希望者全員)(身体状況により施設で判断)
 (その他 具体的に)
- 6 1で(実施)とされた施設にお尋ねします。
 費用負担は、(全額利用者負担)(一部利用者負担)(全額施設負担)
 (理容師・美容師の全面奉仕により無料)
 (その他 具体的に 回)
- 7 1で(実施)とされた施設にお尋ねします。
 現在のサービス提供方法で、問題点や課題があればご教示ください。

- 8 全施設にお尋ねします。今後、地域の理容師・美容師が施設をお訪ねして入所者の方に対して、有料(実費)で理容や美容のサービスを提供する「訪問理美容事業」の実施を検討していますが、このことについて、ご意見をお願い申し上げます。

※ 上記アンケート内容につきましては、全て統計的に処理し、施設名については、一切公表しませんので、ご理解をお願いいたします。

II 「訪問理美容モデル事業」へのご協力について

この度、厚生省の委託をうけ、平成12年1月～3月にかけて、いくつかの施設のご協力のもと、「訪問理・美容」を実際に実施し、事業実施上の課題等について検討してまいりたいと考えております。具体的には、下記事業内容での実施を予定いたしておりますので、各施設におきまして是非ご協力をお願い申し上げます。

(ご協力 可能) (ご協力不可能)

└───	おおよその人数	理容(主として男性)	人
		美容(主として女性)	人

モデル事業内容

○理容サービス	
・調髪(カット、シャンプー、ひげ剃、爪の手入れ)	2,000円
・カット、シャンプーのみ	1,000円
・カット、ひげ剃のみ	1,000円
○美容サービス	
・ 総合パーマネント・ウェーブ、爪の手入れ	4,000円
・	
・カット、シャンプーのみ	2,000円
・カットのみ	2,000円

※料金は市価の半額程度になっています。

アンケートへのご協力誠にありがとうございました。
モデル事業へご協力いただくことが決まりました場合は、改めてご連絡申しあげますので
その際にはよろしく願いいたします。

アンケート内容照会・回答先

財団法人	愛知県環境衛生営業指導センター
住所	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県白壁庁舎
電話	052-953-7443
Fax	052-953-7448

(誠に恐縮ではございますが、平成11年12月15日までをお願いいたします。)

訪問理美容福祉モデルアンケート(在宅)

- 1 お名前 _____
- 2 年 齢 _____ 歳
- 3 性 別 _____ 男・女
- 4 現在、調髪やカット、パーマをどのようにしておられますか。
(該当する項目に○をお願いします)
- ① 家族などがおこなっている。
- ② 理容室(床屋さん)や美容院にでかけている。
- ③ 理容室(床屋さん)や美容院の人に自宅まで来てもらっている。
- ④ その他 (具体的に記入願います)
- 5 理容や美容でなにか困っていることがあれば記入をお願いします。

--	--

- 6 今回、厚生省からの委託を受けまして、平成12年1月から3月にかけて、地域の理容師や美容師が何人かの高齢者の方の自宅を訪問させていただいて有料による理容や美容のサービスをモデル的に実施させていただくことになりました。

モデル事業内容

○理容サービス

- | | |
|--------------------------|--------|
| ・調髪(カット、シャンプー、ひげ剃、爪の手入れ) | 2,000円 |
| ・カット、シャンプーのみ | 1,000円 |
| ・カット、ひげ剃のみ | 1,000円 |

○美容サービス

・総合パーマネント・ウェーブ、爪の手入れ	4,000円
・カット、シャンプーのみ	2,000円
・カットのみ	2,000円

- 業務に必要な資機材(理美容椅子、洗髪台等)は当方で用意いたします。
お水等は貴宅のものを利用させていただきます。

つきましては、この事業の趣旨と内容をご理解いただき、ご協力をいただける場合には、以下のアンケートにご回答をお願いいたします。(○をつけてください)

なお、このモデル事業は、人数に一定の限りがございますので、希望される方が多数の場合には、誠にかつてではございますが、当方で選択させていただきますことをご理解願います。

(1) モデル事業に協力 (協力しても良い) (協力できない)

(2) 希望されるサービスの内容(いずれかに○をつけてください)

理容	ア 調髪(カット、シャンプー、ひげ剃、爪の手入れ)	2,000円
	イ カット、シャンプーのみ	1,000円
	ウ カット、ひげ剃のみ	1,000円
美容	ア 総合パーマネント・ウェーブ、爪の手入れ	4,000円
	イ カット、シャンプーのみ	2,000円
	ウ カットのみ	2,000円

※ 料金は市価の半額程度になっています。

(3) お体の状況について (椅子に1時間程度は座ることができる)

(椅子に30分程度は座ることができる)

(ベットでクッションなどで体を支えれば30分程度は起きていられる)

(ほぼ寝たきりの状態)

(4) 実施時に特に留意を要することがあれば、ご記入願います。

※ アンケートへのご協力誠にありがとうございました。

モデル事業へご協力いただくことが決まりました場合は、改めてご連絡申しあげますのでその際にはよろしく願いいたします。

なお誠に恐縮に存じますが、平成11年12月28日までに当センターまでご送付(Faxでも可)いただきますようお願い申しあげます。

アンケート内容照会・回答先

財団法人	愛知県環境衛生営業指導センター
住所	〒461-0011 名古屋市東区白壁1-50 愛知県白壁庁舎
電話	052-953-7443
Fax	052-953-7448

訪問理美容福祉モデル事業アンケート結果について

名古屋市内施設(特別養護老人ホーム)

1	アンケート先施設数	40	
2	回答施設数	25	(回答率62.5%)
3	回答結果		
	(1) 訪問理美容実施の有無		
	訪問理美容を実施している施設数	23	(回答施設のうち92%)
	訪問理美容を実施していない施設数	2	(回答施設のうち8%)
	(2) 訪問理美容実施施設の態様①(一部複数回答あり)		
	ボランティアで実施している施設数	11	(実施施設のうち47.8%)
	近くの理美容店が実施している施設数	16	(実施施設のうち69.6%)
	その他	1	(実施施設のうち4.3%)
	(3) 訪問理美容実施施設の態様②		
	理容のみを実施している施設数	11	(実施施設のうち47.8%)
	美容のみを実施している施設数	1	(実施施設のうち4.4%)
	理容・美容双方実施している施設数	11	(実施施設のうち47.8%)
	(4) 実施回数		
	月1回実施している施設数	16	(実施施設のうち69.6%)
	月2回以上実施している施設数	6	(実施施設のうち26.1%)
	その他	1	(実施施設のうち4.4%)
	(5) 実施の場合の対象者		
	希望者全員を対象に実施している施設数	21	(実施施設のうち91.3%)
	その他	2	(実施施設のうち8.7%)
	(6) 実施する場合の料金の負担		
	全額利用者負担の施設数	11	(実施施設のうち47.8%)
	一部利用者負担の施設数	6	(実施施設のうち26.1%)
	全額施設負担の施設数	3	(実施施設のうち13.4%)
	理・美容師の無料奉仕の施設数	2	(実施施設のうち8.7%)
	その他の施設数	1	(実施施設のうち4.3%)
	(7) 今回のモデル事業への協力の可否		
	協力可能の施設数	2	(回答施設のうち8.0%)
	協力不可の施設数	23	(回答施設のうち92.0%)
	(8) 協力可能施設における希望者数		
	理容	5人	
	美容	9人	

計 14人 (全入所者数95人のうち14.7%)

(9) 今後訪問理・美容を有料で実施することに対する施設側の意見等

- * 無料か低料金でのサービス提供を望む 5件
- * 現在協力いただいている理・美容師で充足している
- * 施設に設備が整っていないどのようなサービスを提供できるのか解決できれば期待したい
- * やっていただけるのは助かりますが「やってやる」「きてやる」というものでないように事前の指導をしっかりしていただけると良い
- * 入所者も鏡を見ながら自分の髪が美しくなっていく姿をみるのはとっても刺激になって良いと思う
- * 開設時から毎月きていただいております入所者も顔なじみになり、その人の好む髪型も知っている現在の理容師がいるので他の人の訪問は必要ない
- * 全員同じ髪型になってしまうのが気になる、その人に合った髪型にしてほしい
- * 散髪と髭剃りを不定期にしてもらえると良い
- * 痴呆、転倒等そちらに任せることができない、職員が付く必要あり、コミュニケーションの良い機会となるためできる限り職員でやっていこうと思う

訪問理美容福祉モデル事業アンケート結果について

名古屋市外施設(特別養護老人ホーム)

- 1 回答施設数 5
- 2 回答結果
 - (1) 訪問理美容実施の有無
 - 訪問理美容を実施している施設数 4 (回答施設の80%)
 - 訪問理美容を実施していない施設数 1 (回答施設の20%)
 - (2) 訪問理美容実施施設の態様①
 - ボランティアで実施している施設数 4 (実施施設の100%)
 - (3) 訪問理美容実施施設の態様②
 - 理容のみを実施している施設数 4 (実施施設の100%)
 - (4) 実施回数
 - 月1回実施している施設数 1 (実施施設の25%)
 - 月2回以上実施している施設数 3 (実施施設の75%)
 - (5) 実施の場合の対象者
 - 希望者全員 4 (実施施設の100%)
 - (6) 実施する場合の料金の負担
 - 全額利用者負担 1 (実施施設の25%)
 - 全額奉仕 3 (実施施設の75%)
 - (7) 今回のモデル事業への協力の可否
 - 協力可能の施設数 5 (回答施設の100%)
 - (8) 協力可能施設における希望者数
 - 理容 38人
 - 美容 58人
 - 計 91人 (全入所者数400人のうち22.8%)
 - (9) 今後訪問理・美容を有料で実施することに対する施設側の意見等
 - * 体が不自由で外出が困難な高齢者にとっては、大変有難いお話だと思ふ
 - * サービス提供場所の設置問題
 - * 理容専門椅子等の道具の整備
 - * なるべく低料金で
 - * 理容負担金額の基準の設定

訪問理美容福祉モデル事業アンケート結果について

名古屋市内在宅(要介護高齢者)

1 アンケート実施件数	207	
2 回答者数	男 44人	
	女 45人	
	計 89人(回答率43.0%)	
3 回答結果		
(1) 理美容の現況 ()内の数字は回答者対比 %		
理美容所へ出かけている	男 23人(52.5)	
	女 17人(37.8)	
	計 40人(44.9)	
理美容所から来てもらっている	男 3人(6.8)	
	女 8人(17.8)	
	計 11人(12.4)	
家族が実施している	男 10人(22.7)	
	女 9人(20.0)	
	計 19人(21.3)	
その他(デ-サービス、訪問看護婦、ホームヘルパ-等)	男 5人(11.4)	
	女 10人(22.2)	
	計 15人(16.9)	
(2) 今回の訪問理美容サービス希望の有無 ()内の数字は回答者対比%		
有	男 37人(84.1)	
	女 29人(64.4)	
	計 66人(74.1)	
無	男 7人(15.9)	
	女 16人(35.6)	
	計 23人(25.8)	
(3) 今回希望者の体の具合 ()内の数字は回答者対比 %		
椅子に30分程度は座れる	男 9人(24.3)	
	女 8人(27.6)	
	計 17人(25.8)	
椅子に1時間程度は座れる	男 22人(59.5)	
	女 13人(44.8)	
	計 35人(53.0)	
その他(寝たきり、ベットでは座れる、その他)	男 6人(16.2)	
	女 8人(27.6)	
	計 20人(21.2)	

(4) 今回希望者の年齢構成 () 内の数字は回答者対比 %

男	60歳代	4人	(10.8)
	70歳代	21人	(56.8)
	80歳代	9人	(24.3)
	90歳代	3人	(24.3)
女	60歳代	4人	(13.8)
	70歳代	15人	(51.7)
	80才代	8人	(27.6)
	90才代	1人	(3.4)
計	100才代	1人	(3.4)
	60才代	8人	(12.1)
	70才代	36人	(54.5)
	80才代	17人	(25.8)
	90才代	4人	(6.0)
	100才代	1人	(1.5)

(5) 理容や美容でなにか困っていること 順不動(回答者 本人、家族、ヘルパー)

- * 月1回行きはタクシー利用、返りは車椅子で家族が連れて帰る。
寒いとき困るので、自宅へ来ていただくことは賛成
- * 歩行できなくなっているので長期間美容院へ行ってない
みかねて看護婦さんやヘルパーさんがやってくださっている
こうしたサービスが地域ごとにあればと以前から思っていた
- * 病院に通院の折美容院があるのでカットしてもらっている自分一人で美容院に行くことができないので困っている
- * 身体がこわれているので難儀をしている
- * 自宅に来ていただく以外に方法がないので、ぜひ実施してもらいたい
- * 頭はデーサービス(月、金)の時に洗ってもらうが、家族も床屋さんはやってあげられない状況
- * 月に1回はやってあげられたら良いと思っている
- * 長時間座ってられなくなり、散髪してもらうことができなくなった
- * 気管支が弱く咳き込みあり排尿も近いので心配 おむつ使用
- * 足が悪く連れていってもらっては迷惑かけるので不自由している
- * 歩行に要介護のためタクシー利用
- * 車椅子で出かけるが美容院でシャンプー台に乗換え時3人がかりが必要で大変
- * 歩くことはできるので連れて行き時間を聞いて迎えに行くお金はポケットに入れておくが自分では払えない
- * オムツを取替えて行くが衣類を濡らしてしまったことがある
今は(がまんをして)待つことができない

- * 散髪中に笑ったりするので顔剃りなどが時間がかかるみたいです
介護者(妻)が連れて行っている
- * 病院を退院する時に病院の理容室でやってもらってから3か月になる
家でやってもらえれば助かります
- * 足腰が悪く行けなくなってきた目も不自由 2件
- * 車椅子で行くが理容室の段差が不便 2件
- * ちぢれ毛で人にかまってもらうのが嫌のよう、ほとんど自分でやっている
カット等してもらえれば助かる
- * 一般の理容店は料金が高く老人に向いていない
車椅子使用者には心理的に差別意識があるようだ
例えば他に客がいると後にしてくれというようなこと
- * 理容室が遠いので毎回困っている
- * 長い時間美容院の椅子に座っていると背中のお骨あたりとてもつらい
そういう点に配慮の椅子があると良いと思う
- * 歩くのは不自由、髪はゴムでしばっているが洗うのは妹が来て手伝ってくれる
- * 困るほどではないが、もっと格好良くしてやってほしい
- * 今は個別にゆったりやってもらう所があるが、現在の所がなくなると困る
- * 老人も安心してできる美容室が欲しい
老人も安心してできる美容室が欲しい
- * 散髪中に足が勝手にバタバタ動いて困る
- * ヘルパーさんは髭そりをしていただけないので困る
- * 長時間座っているのが苦痛なので予約している
- * トイレで倒れ行けなくて困っている
- * 予約してあるが寒い日や雨の日はキャンセルするので心が痛む
- * 手入れしないせいか抜け毛が心配
- * 半身麻痺のため車椅子でやって欲しい
- * 送り迎えで出掛けている 染めもやってほしい
- * 家人が多忙かなり伸びてから仕方なくカットしているので本人に申しわけない

訪問理美容福祉モデル事業アンケート結果について

名古屋市外在宅(要介護高齢者)

- | | | |
|--------------------------------------|---------------------------|---|
| 1 | アンケート実施件数 | 100 |
| 2 | 回答者数 | 男 16人 |
| | | 女 51人 |
| | | 計 67人(回答率67%) |
| 3 | 回答結果 | |
| (1) 理美容の現況 ()内の数字は回答者対比 % | | |
| | 理美容所へでかけている | 男 7人(43.8)
女 23人(45.1)
計 30人(44.8) |
| | 理美容所からきてもらっている | 男 2人(12.5)
女 8人(15.7)
計 10人(14.9) |
| | 家族が実施している | 男 1人(6.3)
女 7人(13.7)
計 8人(15.7) |
| | その他(ヘルパ-、デイサ-ビス、訪問看護、家族等) | 男 6人(37.5)
女 13人(25.5)
計 19人(38.9) |
| (2) 今回の訪問理美容サービス希望の有無 ()内の数字は回答者対比% | | |
| | 有 | 男 14人(87.5)
女 34人(66.7)
計 48人(71.6) |
| | 無 | 男 2人(12.5)
女 17人(33.3)
計 19人(28.4) |
| (3) 今回希望者の体の具合 ()内の数字は回答者対比 % | | |
| | 椅子に30分程度は座れる | 男 3人(21.4)
女 4人(11.8)
計 7人(14.5) |
| | 椅子に1時間程度は座れる | 男 11人(78.6)
女 24人(70.6)
計 35人(72.9) |
| | その他(寝たきり、ベットでは座れる、その他) | 男 0人
女 6人(17.6)
計 6人(12.5) |
| (4) 今回希望者の年齢構成 ()内の数字は回答者対比 % | | |

男	60歳代		
	70歳代	7人	(50.0)
	80歳代	4人	(28.6)
	90歳代	2人	(14.3)
	その他	1人	(7.1)
	計	14人	(100)
女	60歳代	5人	(14.8)
	70歳代	16人	(47.1)
	80才代	12人	(34.3)
	90才代		(3.4)
	その他	1人	(2.8)
	計	34人	(100)
計	60才代	5人	(10.4)
	70才代	23人	(47.9)
	80才代	16人	(33.3)
	90才代	2人	(4.2)
	その他	2人	(4.2)
	計	48人	(100)

(5) 理容や美容でなにか困っていること 順不動(回答者 本人、家族、ヘルパー)

- * 手押車で行くが途中休みながら往復が大変
- * 車で行っているが乗ることが大変になってきた
- * 顔剃りをしてほしい(女性)
- * 背中が曲がっているので洗髪が困難
- * 介護者がすると女性の洗髪は難しい
- * 頭が洗ってもらえない
- * 段差があって車椅子では不便(複数)
- * 長時間座ることが難しいためカットだけで済ませている (複数)
本当はパーマもかけたい
- * ディサービスで切ってもらっているが、その日にデイがお休みになると切ってもらえず、半年そのままだったりする
- * 歩行困難で理容室へ行けない 数か月行ってない(複数)
- * 息子と送迎の調整が困る
- * 送迎が面倒
- * 行くまでに体がえらくなる
- * 床屋さんで待ち時間がつらい(予約がない)
- * 素人がやるとうまくいかない
- * 美容院の臭いで気持ち悪い
- * 酸素をもっていかなといけない

- * 車椅子等設備関係を整備してほしい
- * これまで介護人がやってきた 最近ヘルパーさんに切ってもらい大変喜んで
いた
- * 病院から退院ごやっていない
- * 家まで理容室の人にきてもらうのは悪いような気がする
- * 家でできるとうれしい
- * ペースメーカーを入れているので使用できない電気製品がある

訪問理美容福祉モデル事業の実施予定数

H12. 1. 24

実施計画数		実施予定数	
理 容 ・ 美 容		理 容 ・ 美 容	
○施設(1施設1日、理10人/5・美8人/4)			
県	4施設 40人	4施設 32人	4施設 33人
市	4施設 40人	4施設 32人	1施設 5人
小計	8施設 (80人)	8施設 (64人)	5施設 (38人)
○在宅(21日=週3日、1日理3人・美3人)			
県	32人	32人	4地域 21人
市	31人	31人	12区 45人
小計	21日(63人)	21日(63人)	16 (66人)
計	143人	127人	117人
合計	「270人」		「221人」

実施のための連絡調整・ネットワークと問題点

協力体制の確立

1. 希望者の把握方法(施設及び在宅者の選定)

地域選定の方法、対象者の範囲

県・市社協を窓口にして市町村社協へ協力要請、福祉施設へ協力要請

事務局・県市社協・市町村社協・施設と連絡調整

2. 理美容師等協力者の把握方法

理美容組合へ実施依頼、組合理事会で実施決定、支部役員会での周知協力依頼

事務局・理美容組合と連絡調整

3. 講習会開催の実施と日程調整

実施日、会場の選定、参加者の把握、参加者への周知

事務局・理美容組合と連絡調整

4. 実施日程の調整

理美容組合各支部長と施設及び市町村各社協と実施日等の調整

社協・ホームヘルパー・在宅者と調整

事務局・理美容組合・市町村社協と総合調整

5. 必要人員と時間

			延人員	延日数
事務局	センター	2 人	80	40
県社協	事務局	4	40	10
	市町村社協	5	25	5
市社協	事務局	3	30	10
	区社協	16	80	5
理容組合	事務局	2	60	30
	各支部	42	126	3
美容組合	事務局	2	60	30
	各支部	42	126	3
施設	事務局	12	36	3
理美容師(助手を含む)		4	100	25
ヘルパー		1	83	83

訪問理美容福祉実施システムモデル

